

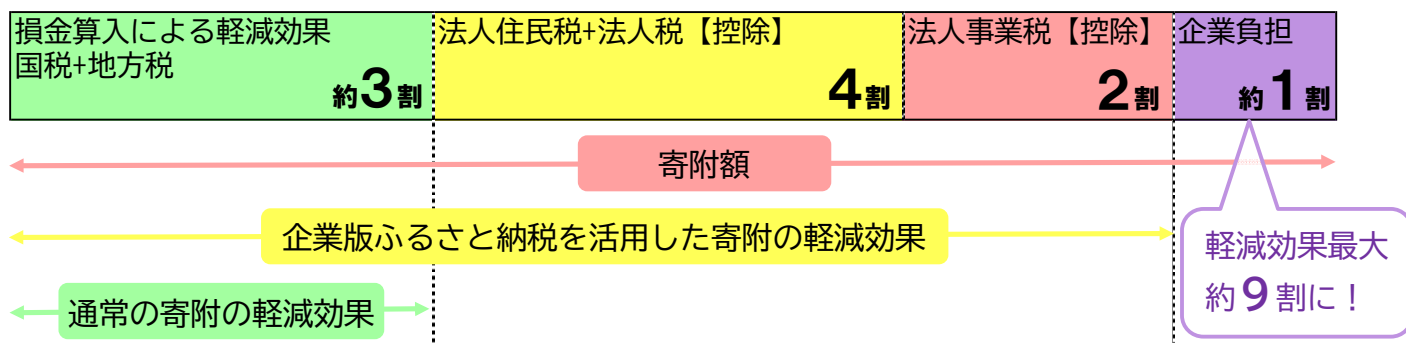


企業版ふるさと納税

観音寺市を応援していただける企業の皆様を
募集しています！

■ 企業版ふるさと納税とは

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が行う地方創生の取組みに対して企業が寄附を行うことにより、地域の活性化を応援するもので、法人関係税から税額控除の優遇措置が受けられる仕組みです。損金算入による従来からの軽減効果（寄附額の3割）とあわせて、最大で寄附額の約9割が軽減されます。



- ※ 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- ※ 寄附の代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
- ※ 本社（地方税法における主たる事務所又は事業所）が観音寺市内に所在する場合の寄附は対象外となります。
- ※ 青色申告書を提出している法人であることが必要です。

■ ご寄附いただいた企業様のPR等

- ・本市の取組みにご賛同いただいた企業様をホームページ等で紹介しています。
- ・企業名および寄附額については、同意いただいた企業様のみ掲載しています。
- ・企業様と相談のうえ、感謝状の贈呈式等を行なっております。

■ お問い合わせ



政策部ふるさと活力創生課

☎0875-23-7803 ☎0875-23-3920

✉sousei@city.kanonji.lg.jp



■ 寄附の流れ

①寄附の検討、
申し出

②寄附金払込み
の案内

③寄附金の
払込み

④受領書の
送付

⑤税の申告
手続き

①【企業様】寄附の検討、申し出

寄附のお申込や興味のある企業様は、ふるさと活力創生課（☎0875-23-7803）まで、ご連絡ください。寄附申出書をお渡ししますので、必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

②【観音寺市】寄附金払込みの案内

本市から寄附金振込口座をお知らせしますので、指定口座への入金をお願いします。

③【企業様】寄附金の払込み

企業様から本市へ寄附金を納付します。金融機関からご入金（お振込）ください。

④【観音寺市】受領書の送付

寄附金の入金確認後、寄附金を受領したことを証明する受領書をお送りします。

⑤【企業様】税の申告手続

法人関係税の申告の際に受領書をご利用ください。

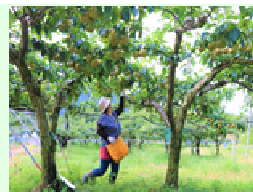


■ 寄附対象となる事業

企業版ふるさと納税の寄附対象事業については、「観音寺市地方創生総合戦略推進計画」を策定し、包括的に指定しています。

①活力と魅力あるしごとづくり事業

産業の成長を支える人材の育成・確保、起業創業支援や企業誘致の推進、地域産業の競争力強化 等の取り組み



②誰もがいきいきと暮らし続けられるまちづくり事業

子供の成長を支える、子育て支援・共同子育て推進、誰もが活躍できるまち、女性が働きやすい労働環境の整備、結婚を希望する男女を応援する環境づくりの推進等の取り組み

③新たな交流を生むまちづくり事業

観光・交流人口の拡大、関係人口の創出、学校との連携、移住希望者に向けての情報発信及びフォロー 等の取組み



④持続可能なまちづくり事業

周辺市町との連携、地域コミュニティの活性化、住民の住みやすさ向上、情報提供と広報広聴活動の強化、デジタル行政の推進 等の取組み

■ 現在寄附を募集している具体的な事業

【新「道の駅」かんおんじ（仮称）整備事業】

国道11号、県道21号沿いに新「道の駅」を整備し、主に、地域経済活性化に寄与する機能、市民の憩いや子育て関連機能、防災関連機能の3つの機能を整備します。交流・関係人口を拡大し、地域経済を活性化することで本市の持続可能な発展に繋がります。

【第2運動公園整備事業】

観音寺港埋立地の緑地を利用した誰もが集える多目的型のスポーツ施設を整備しています。地域の皆様がスポーツに親しみながら仲間との交流や健康の維持増進を図ることで、誰もが健康でいきいきと活躍できるまちづくりを推進します。